

## 6. 沖ノ島7・8号遺跡出土の鉄製武器と金属製品の再検討に向けて

水野 敏典 奈良県立橿原考古学研究所

**要旨**：本稿の目的は、沖ノ島7・8号祭祀遺跡出土の鉄製武器と金属製品について再検討にむけた分析視点の洗い出しにある。主に70年前の調査・報告書作成時点から、その後の考古学の研究進展によって生じた所見等の補足事項を指摘する。共通点をまとめると、第1に、鉄製武器等の型式の再検討の必要性である。現在の考古学的検討に足る鉄器の再整理にはX線透過画像が不可欠であったが、2024年度に実施した出土品のX線撮影調査により、型式の再検討が実施可能となった。第2に、鉄製武器等に付着する有機質の観察調査の必要性である。鉄製武器等に有機質の痕跡が比較的良好に遺存しており、分析により奉納時の様相や、不明製品の用途を知る手掛かりを得られる可能性がある。第3に、祭祀規模を示せる形での再調査の必要性である。出土量に比べて報告書掲載の実測図点数が少ない。特に多量に奉納された刀剣や鉄鎌、籠形鉄器などは、集合写真や総重量の提示などで、具体的な祭祀規模を示す必要がある。これらを踏まえて、7・8号祭祀遺跡出土の鉄製武器を中心に、個別の分析視点を示した。

**キーワード**：鉄製武器 有機質痕跡 刀剣 鉄鎌 鉄鉢 篠形鉄器

### 1 はじめに

既に『沖ノ島』に詳細な報告があるが（宗像神社復興期成会 1958）、金属製品には樹脂等による修復・復元の状況が不明瞭なものもある。そこで出土品の遺存状況の確認と70年間の研究進展による報告視点の不足を補足するための再整理方針について確認したい。

本稿では7・8号遺跡出土の鉄製武器と、武具・馬具を除くその他の金属製品を対象とする。両祭祀遺跡は、D号巨岩の岩陰に位置し、両者の様相はよく似る。個別の指摘とは別に、金属製出土品に共通する指摘を挙げておく。ひとつは、X線写真を用いた遺存状況と型式の再検討の必要性である。今回、多数の金属製出土品のX線撮影が実施できたことを受けて、修復状況の確認と出土品の型式の再検討が可能となったことの意義は大きい。

また、調査の機会を得て確認できたことに、金属製品に付着した木質、皮革や纖維などの有機質の痕跡がある。沖ノ島祭祀特有の露天の出土イメージから無いものとして、ともすれば軽視しかねないが、意外に良好に遺存するものがある。こ

れは祭祀への奉納（使用）形態を考える上でも、用途不明品を考える手掛かりを得る上でも、付着物の情報を得るための詳細観察が求められ、その情報を加えて再整理する必要がある。

出土品は、基本的に保存台（板）にテグスで固定されているが、これを外して出土品の側面、裏面等の細部観察が有効である。また、調査の中で観察の機会を得た資料の量に対して、報告書に掲載された実測図の点数が極めて少なく、祭祀の規模を検証するには未報告の出土品の整理報告が必要である。刊行されている『沖ノ島』（1958）は、現在の研究レベルと照らしても比較的詳細な報告が行われているものの、刊行後の研究の進展に基づく情報の不足がある。また、大量出土した刀剣や鉄鎌などは実測図等の個別情報が少なく、型式の詳細や出土総量などの祭祀規模の評価に繋がる情報が大きく欠けており、この点が大きな課題と言える。以下に遺跡毎に各器物の注意点に触れる。

### 2 7号遺跡

#### ①武器関連

刀剣（図1左）

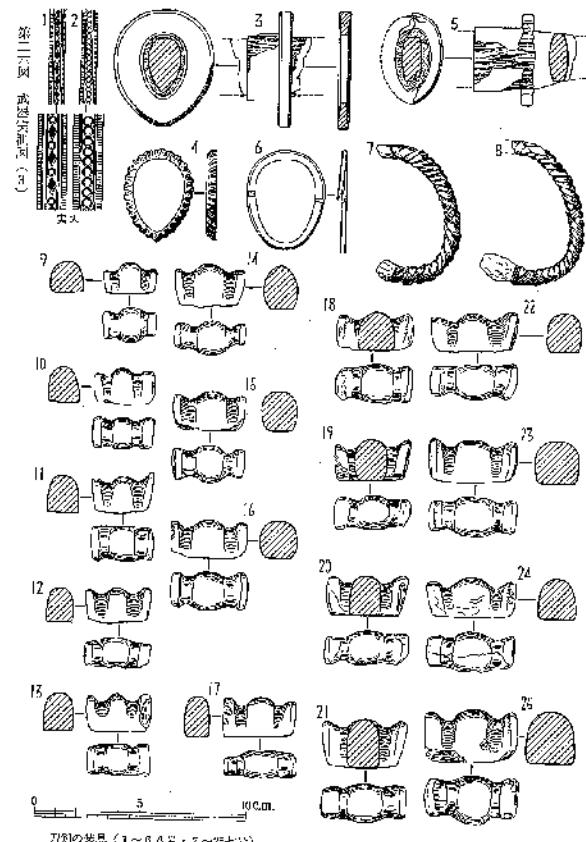
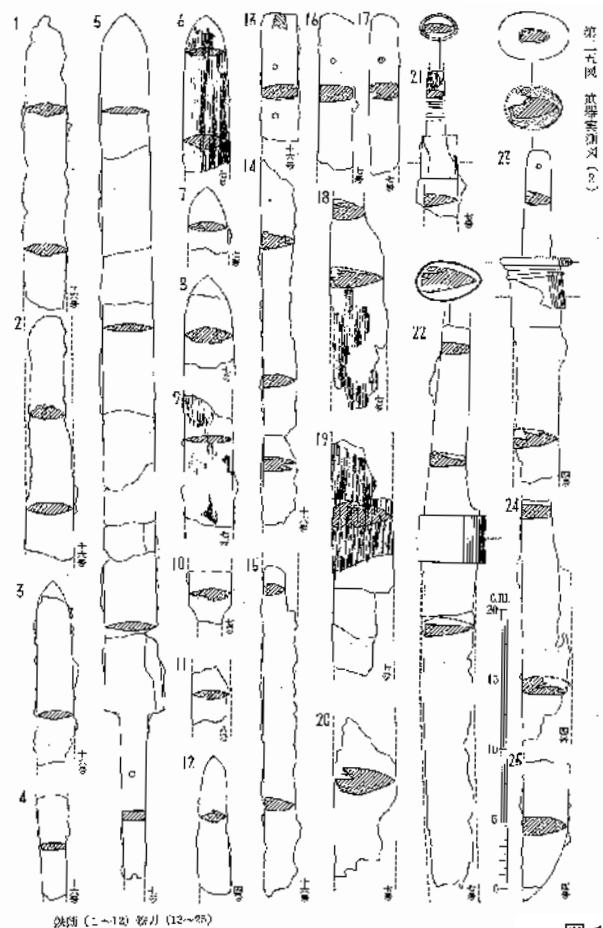


図 1 刀剣

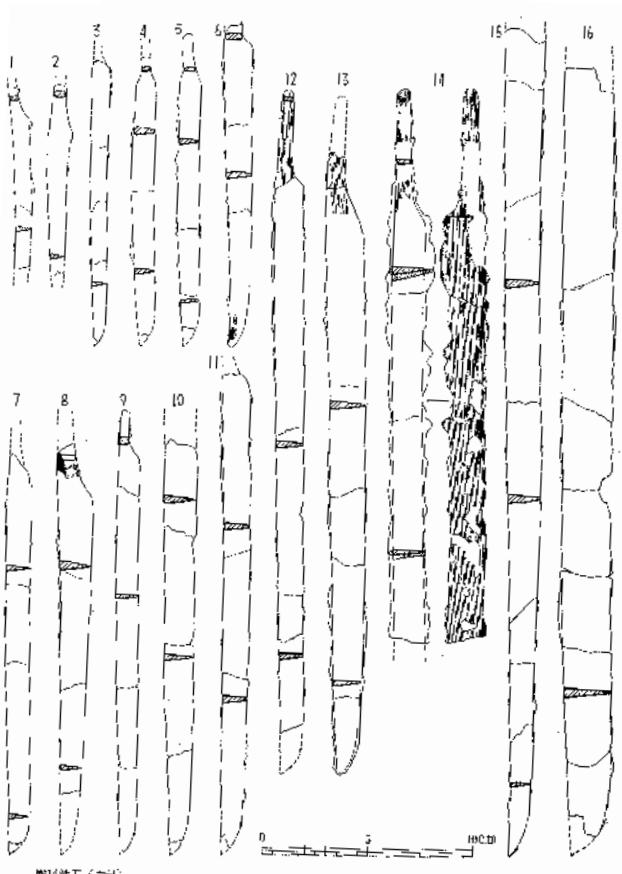
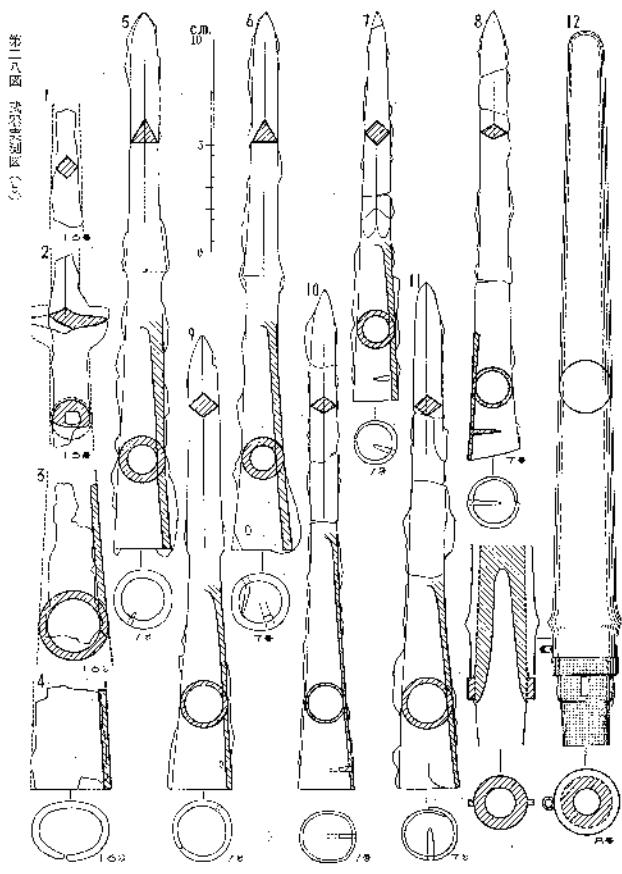


図 2 鉄鎗・雛形鉄刀

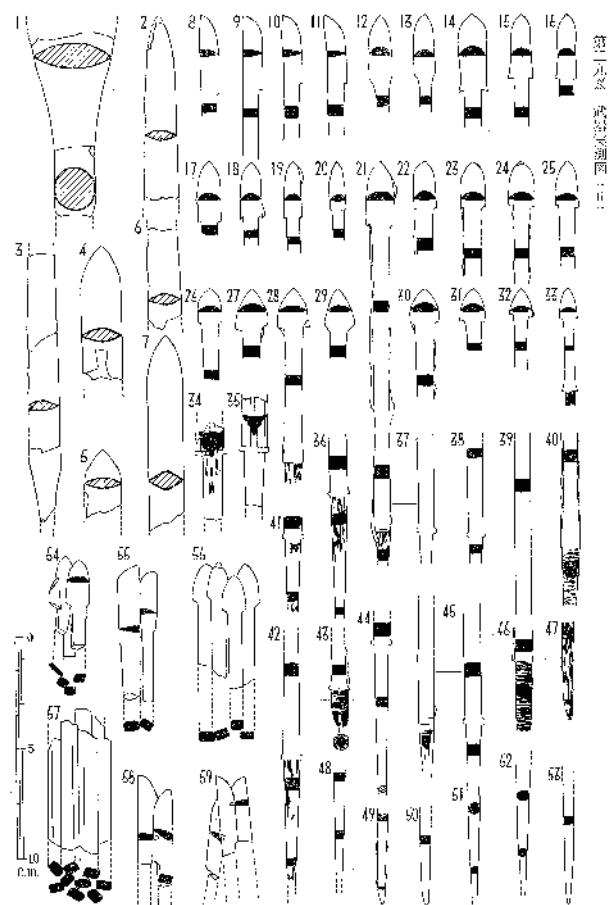
報告書の図を基に示す。図1左は、16、7、8、4、5号遺跡の刀剣が混在して図示されており、7号遺跡出土品は5～10の剣、16～22の刀が該当する。図1右は7・8号遺跡出土品で、7号遺跡出土品は7～25である。板に載った保存台（以下保存台と呼称する）5枚分が確認できた。多くが小片で、保存台では切っ先片や刃部片を揃えて固定しており、直刀の様相を伝えようとするが全体像の確認できる資料はない。目視する限り、刃部幅が4cm前後の大型品と3cm弱の細身のものが確認できる。他に捩り環2点および三輪玉が出土しており、古墳時代後期の捩り環頭大刀を含めた大型の倭装大刀片が含まれるほか、多数の刀剣が出土している。祭祀に使用された刀類を評価するには、あらためて刃部幅と刃部関と茎部分類等を通して、奉納された刀剣の数量と型式を明らかにする必要がある。破片となっているが、刃部関が両関か片関か、鋸元孔の有無、目釘が金属製か有機質製かなど確認すべき項目は多岐にわたる。その作業には保存台から外した上で、裏面を含めた付着物の観察が必要である。この作業には、報告外の刀剣片を加えることが不可欠であり、これにより祭祀に使用された刀剣の総量と概要を明らかにできる。また、捩り環頭には捩った鉄線の上から銀板が被せられ、柄頭上面との境に列点をもつ環状の部品が確認できる。捩り環頭大刀に通有の特徴であるが、個々の製作技法は必ずしも明らかでなく、検討の余地をのこす。材質についても蛍光X線分析と拡大写真をもとにした詳細観察が必要である。刀剣破片からも鋸元孔や象嵌が確認できれば、細片であっても倭装大刀などの踏み込んだ評価が可能である。鉄身だけでなく、三輪玉も出土しており、護拳をもつ倭装の装具が目立つ一方で、金属製有窓鍔は出土しておらず、倭系の刀類でも出土品に偏りが予想される。特に、対外交流に関わる被葬者を持つ後期古墳副葬品にみられる単龍や単鳳などの金銅装環頭大刀が目立たないのも特徴といえる。奈良県の藤ノ木古墳出土品と同様に、外来系馬具が出土する中で倭装大刀に集中する状況は、単に良質な刀類が集まっているの

ではなく、一部の倭装武器を偏重するようにみえる。沖ノ島祭祀のもつ武器祭祀の方向性を示す可能性があり、あらためて詳細な分析が必要である。

大型武器として剣も確認できる。これも刀類と同様に小片となっており、全体像は不明である。刃部幅が異なるものが含まれ、複数個体の存在が確認できる。また、7号遺跡の時期は古墳時代後期と一般に評価されるが、古墳時代後期における鉄剣の出土は奈良県藤ノ木古墳などの例外を除けば古墳出土例は少ない。また、図3左中にヤリや剣形雛形品として報告されたものもある。現状では剣とヤリは装具痕跡がないと区別できないものの、ヤリも後期古墳からの出土はほぼ例がない。剣は古墳副葬品では一般的でなくなつても古墳時代社会には存在し続けるとみられ、鉄製の剣の存在は祭祀遺跡の剣形石製品に繋がる可能性がある。出土品の組み合わせには注意する必要があり、ヤリ、雛形鉄剣についてはその分類と位置づけに再検討の余地があると考える。また、祭祀時期の検証を含めた出土品の一括性の検討にむけて、個別出土品の製作時期の検討も必要である。出土品が古墳副葬品と重なる場合には、祭祀遺跡の年代観を想定することができるものの、祭祀に使用された出土品構成において古墳祭祀と祭祀遺跡の違いを意識する必要がある。

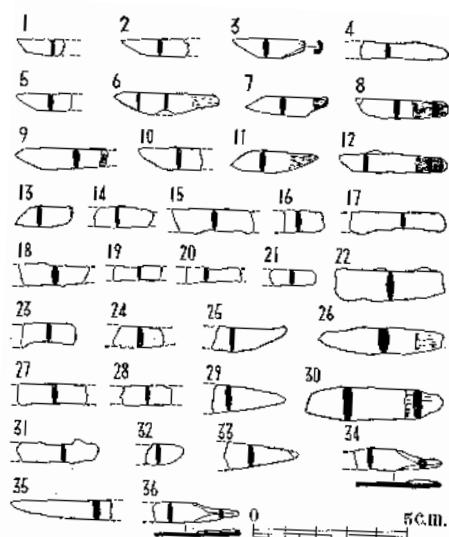
## 鉄矛（図2）

図2左の5～11が7号遺跡出土鉄鉢であり、保存台3枚分が出土している。大きく樹脂で補填修復されており、まずはX線写真をもとに遺存状況の確認が必要である。袋部端が燕尾形の古墳時代中期的な型式は確認できず、いずれも平坦な型式に集中する。刃部断面は菱形と三角形の2型式が確認できる。断面三角形の刃部（穂）を持つ三角穂式鉄鉢がまとまって出土した珍しい例であり、円錐形の鉄製石突も併せて出土するのが特徴である。他に破片もあり、出土数と型式の詳細を検討する必要がある。観察では目釘はやや短く、一方向からのものがある。目釘の存在から長柄が装着状態での奉納とみられるが、保存台から下し

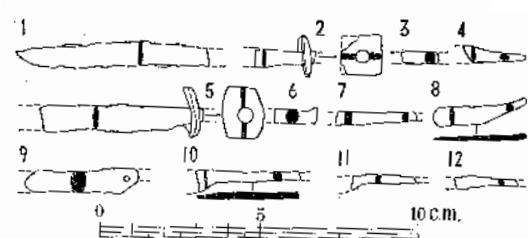


第三三圖 鐵劍・胡鎌金具 (1) 鐵劍成形圖 (2~7) 鎏金具 (8~66)

図3 鐵劍・胡鎌金具

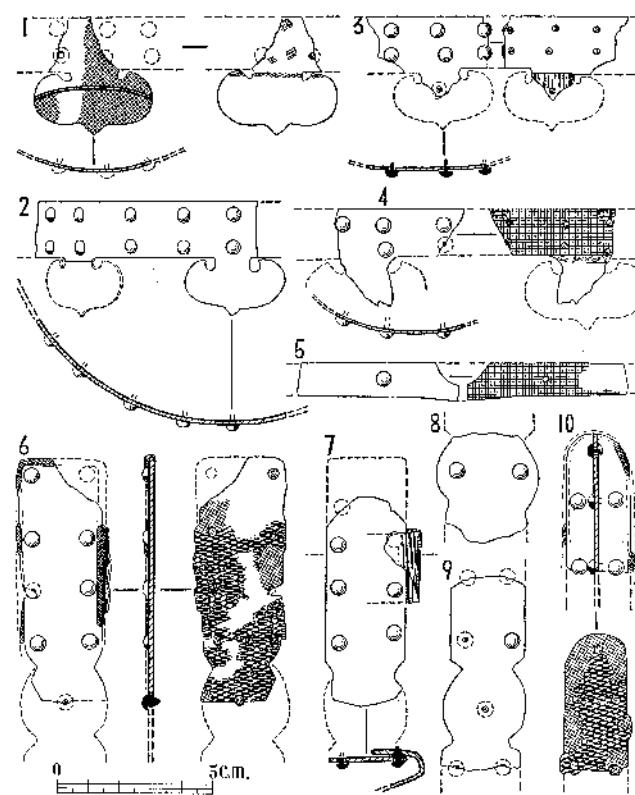


第三六圖 鐵劍刀子尖圖 (八号1~34 九号35,36)



第三七圖 鐵劍刀子尖圖 (八号)

図4 雛形刀子・雛形鍔付鐵刀状品 (8号遺跡)



第三八圖 鐵劍刀子尖圖 (七号)

て木質等の着柄痕跡の有無を含めた細部観察の必要性がある。三角穂をもつ鉄鉸は現在の研究において倭製と解釈されており、刀剣にみられた祭祀での武器選別の偏りからも鉄鉸に関わる詳細を明らかにすることで沖ノ島祭祀の特性を示せる可能性がある。

### 鉄鉸（図3左）

報告書で図示されたのは図3左の8～53があり、保存台2枚分が確認できた。すべて欠損しており、完形品はない。出土鉄鉸の型式は多様であるが長頸鉸を主体とする。今回の調査では型式の詳細は確認できていないが、鉸身に小さい両閑を持つ柳葉式を中心に、直角閑、閑の不明瞭などの他に小三角形の鉸身が確認できる。X線写真との検証をすすめることで鉸身長を含めた正確な分類が可能である。他には弱い閑をもつ片刃箭式が確認できた。ただし、保存台に載るのは鉸身部を中心で、頸部から茎部にかけての破片がない。そのため頸部閑が判明するものはほとんどなく鉄鉸型式全容の確認ができない。これを補完する資料に、報告で図示された36～46と未報告の鉄鉸片がある。未報告資料は一部しか確認できていないが、棒状の頸部に通常の棘状閑がつくTK43並行に通有の型式と、台形に広がりつつ棘状閑がつくものと、数は少ないが直角閑を確認した。また茎部片には矢柄痕跡があり、矢柄が装着された状態で使用されたとわかる。また、広根系の鉸の存在を確認できておらず、一般的な古墳副葬品と比較しても型式が偏る可能性があり、この点についても検討が必要である。

再整理には、報告外の鉄鉸片のX線写真撮影が必要である。完形品がないため、鉸身型式と頸部閑型式の組み合わせを確認できるものがほんなく、鉄鉸型式の認定は難しい。基礎作業として鉄鉸を保存台から外し、未報告資料を含めて個別番号を付けた上で、型式の確認をする必要がある。必ずしもすべての図化が必要ではないが、含まれる型式の確認に必要な分の図化と、総量を示す集合写真、総重量等の確認が必要である。鉄鉸は小

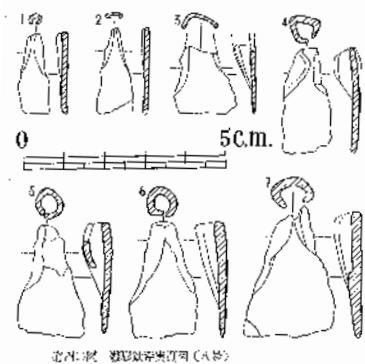
片であっても製作時期の判別が可能な場合もあることから、出土鉄鉸の型式群の確認は祭祀の一括性の検証にも有効である。同時に、祭祀で使用された矢の総量が概数でも判明すれば祭祀の規模とその様相について情報を得ることができる。

### 胡籠（図3右）

図3右の1～10と保存台1枚に破片が確認できた。金銅製の胡籠金具片で宝珠状の飾りをもち、展示板には2列の鉢をもつ金具が集められていた。胡籠は矢を盛る道具であるが、一つの胡籠に25～50本程度が入るのが一般的であることから、鉄鉸の出土量からみて胡籠は複数存在する可能性がある。また、類似した金銅板が混入している可能性も考えられる。報告には裏面の織物痕跡の記載があるが、展示板に固定されていて確認できない。金銅板の幅や鉢の形状、裏面の付着物、特に織物の特徴のほか、彫り込まれた文様などの各部特徴から再度の分類し、製品を復元するような各部品の配置を検証する必要がある。胡籠だけでなく出土品全体に共通した問題であるが、破片が分類されて保存台に固定されている場合は、念のため他の製品片の混入がないかの検討が必要である。

### 雛形鉄刀

保存台1枚分、5点がある。欠損し、全体が判明するものはない。雛形農工具は後期古墳の副葬品に稀に見受けられるが、残存長約20cmもの大型の雛形品は他になく、特異な存在である。「雛形鉄刀」は報告書作成時に設定された分類であるが、一般の直刀に比べ、細身の刀身をもち、刃部閑が不明瞭で茎部が小さい傾向を持つ。木製装具、鞘の有無や分類基準となる型式学的な特徴に不明瞭な部分があり、あらためて刀装具の痕跡に繋がる表面観察が必要である。また本品は祭祀遺跡ならではの出土品の可能性もあり、あらためて類例の確認が必要である。沖ノ島では1、4、5、6、7、8、9、21号遺跡から出土報告があり、一見すると地味ではあるが沖ノ島祭祀を代表する出土品で

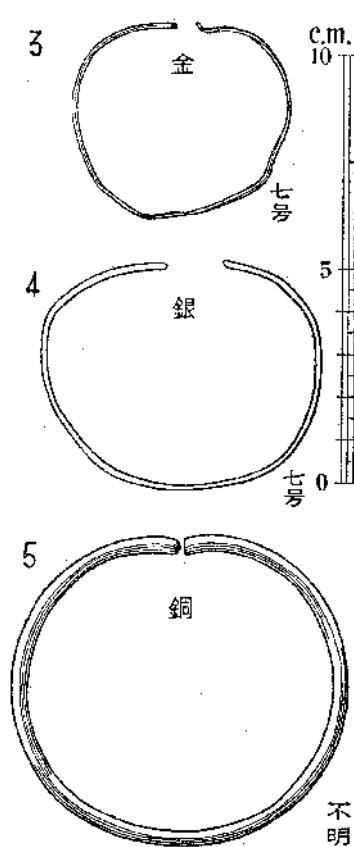


北洋漢 錐形鉄斧 (大号)

図6 錐形鉄斧

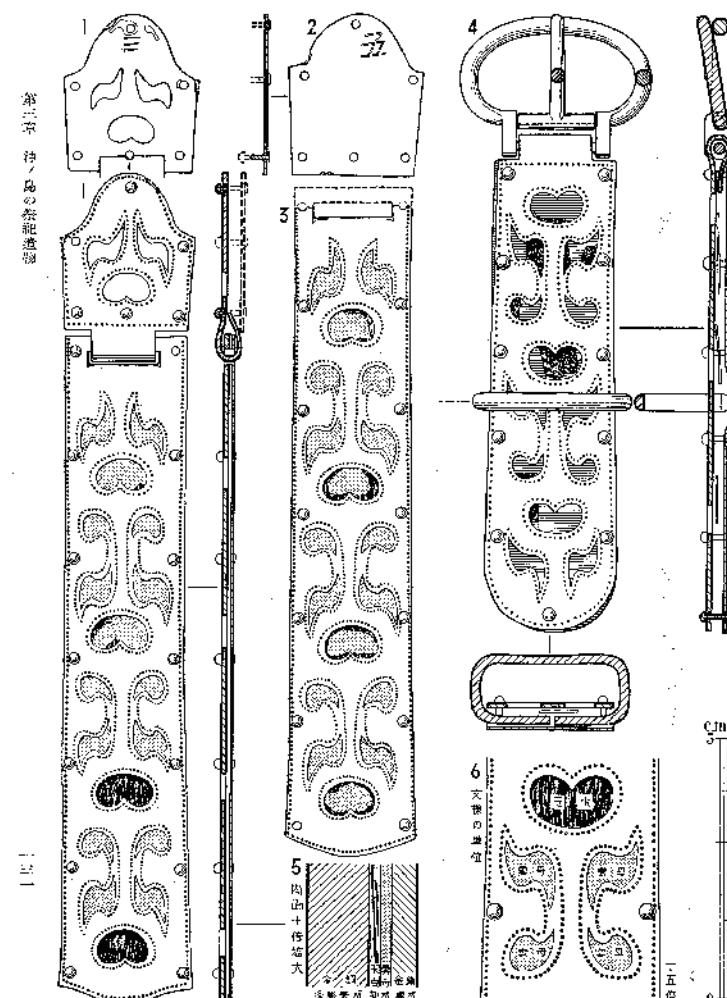


図7 金製指輪



第四四図 鏡実測図

図8 鏡



第四五図 帯先金具及刀口鍔具実測図 (七号) 1-4 実大

図9 帯先金具

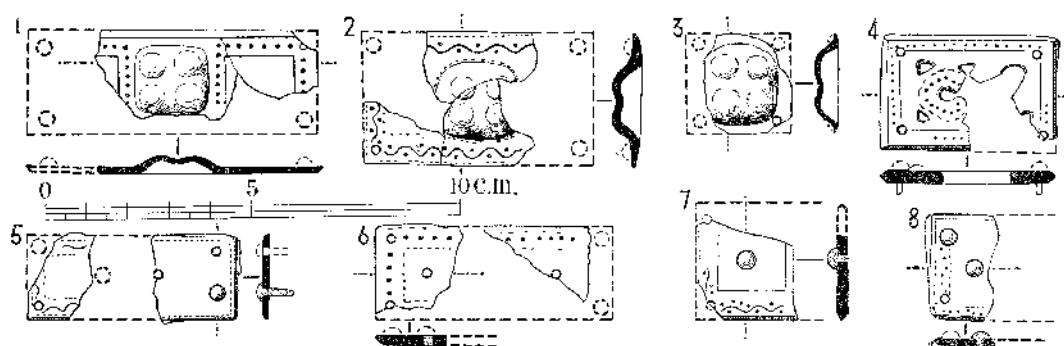


図10 鎙板・竜文透鎙板

ある。既に、報告書を用いた小嶋の分析があるが（小嶋 2021）、詳細が不明であるため、あらためて原資料にあたって分類を行い、沖ノ島祭祀を特徴づけるものとして評価を加える必要がある。それに際しては大刀、刀子などとともに、石製祭祀品や他の祭祀遺跡出土品も念頭に置く必要がある。

## ②工具類

### 鉄斧（図5）

保存台1枚に鍛造鉄斧がある。破片であるが突線が確認できる鍛造鉄斧片であり（図5）、半島からの搬入品とみられる。しかし、7号遺跡の時期が古墳時代後期とすると日本の古墳出土品には一般的でなく、伽耶地域を含めて集落での鍛造鉄斧の出土状況を確認し、評価する必要がある。

## ③装身具・その他

### 金製指輪（図7）

西側の馬具が出土した地点から出土したが、近接して他に装飾品がなく孤立した資料である。典型的な新羅系の金工技術をもつた指輪で、現在の研究に即した類例確認を行い、製作年代を摸索する必要がある。他に確認すべきは、材料的分析と製作技術的な分析である。指輪本体の表面には細かい擦痕状の横線が確認でき、これに金線による花文や円文が貼り付けられ、縁に連続した型押しをもつ。類例との比較のためにも金を主成分としても不純物に何を含むか成分分析が必要である。同時に指輪の後ろ側に環状部の継ぎ目が確認でき、いわゆる「ロウ付け」に対しての成分分析を目的とした蛍光X線分析が有効である。古墳時代の倭の領域では同種の金細工の出土品は少なく、その技術解明のためにも詳細な写真による表面加工の確認も有効とみられる。また、報告では円環内に朱を詰めているとあり、現状では確認が難しいが蛍光X線分析で確認する必要がある。

### 金鉤・銀鉤（図8）

金鉤は、C字状の細く単純な金線にも見えるが、断面方形の明瞭な面を残し、緩く捩れている。加

工の際の打面等の製作痕跡を残している可能性があり、端面の切断痕跡など、詳細な観察にもとづく類例の確認が必要である。鉤としてやや径が小さいがほぼ類似した形状の銀鉤は完形1点と他に破片2点が出土しており、金鉤と同様の調査が必要である。金、銀製の鉤は日本の古墳副葬品としては必ずしも一般的な品ではない。鉤としても十分に機能し得るよう見受けられるが、西側の杏葉、雲珠などの馬具付近で出土しており、また、実際成人の腕に通すにはやや狭いことから、装身具とは限定せず、織物を留めるなどの広くの用途についても広く検討の余地をもつ。

### 帯先金具・同鉤具（図9）

列点文が施された複雑な透かし板をもつ金銅製の帯先金具である。鉤具をもつものが5点、鉤具をもたない帯先金具が3点出土している。全幅やデザインから基本的に一つのセットとみられるが、複数組あることから人に伴う装具というよりも、より大きな空間をもつ馬に関わる器物の可能性を持つが、具体的な用途は明確ではない。鉤具を持たない帯先金具は、現状でも金銅板の透かしに雲母と一部に玉虫の羽根を確認でき、側面からも薄い板状の雲母が金銅板に挟まれた状態を確認できる。これ以外にも有機質とみられるものを確認できることから、詳細な観察と各部の成分分析が必要である。

鉤具をもつ帯先金具は、報告文には玉虫の羽根の記載があるが、現状では目視では確認できない。しかし、鉤具寄りの透かし孔を通してわずかに黒褐色の付着物が確認でき、革紐など有機質の痕跡を残す可能性がある。玉虫の羽根の痕跡など詳細な観察が必要である。雲母と玉虫の使用から新羅系帯金具とみられるが、倭に類例の少ない器物であり、詳細な構造調査を行う必要がある。別に玉虫の羽根片も神宝館に収蔵されており、詳細な観察が必要である。また、4号遺跡（御金蔵）からも同型式の透かし孔を持つ金具片が出土しており、併せての評価が必要である。また、帯先金具の裏面に「五」「三」の文字が刻まれているが、

近現代のものとは考え難く、当時の文字の使用例として字体を含めて検討する必要がある。

#### 金銅打出珠文銙板・鉄地金銅張竜文透銙板（図10）

保存台1枚に小片を含めてまとめられている。

金銅製打出珠文銙板は図9の1～3にある。金銅板の押し出しにより、四つの珠文が集まったような文様を持ち、縁に列点や波状列点文が確認できる。7号遺跡から5点、8号遺跡から2点、4号遺跡から1点が出土しており、全幅などの規格と文様等を確認し、同一セットもしくは同一器種として判断して良いか、比較検討の必要がある。保存台1枚に固定されているのはいずれも基本的に帶の飾り金具とみられるが、幅の異なる部品が混在しており、分類し直す必要がある。裏面に布の銹着が報告されており、文様の彫り込み方を含めて、あらためて詳細な観察と図化が必要である。同時に、蛍光X線分析による材料分析が有効である。

鉄地金銅張竜文透銙板は、図9-4にある。目視する限り、鉄地板で透かし文様をもち、透かし彫りの周辺に列点や連弧で竜文を表している。周縁には二条の沈線間に列点を持つ。報告では四隅に鉢があり、報告に金銅板を貼るとあるが、現状では鋸びて細部は不明瞭である。蛍光X線分析による材料分析が有効である。また、裏面に布の付着が報告されており、表裏を含めた詳細観察が必要である。7号遺跡3点、8号遺跡1点が確認されており、法量、文様構成から同一セット、もしくは同一器種かどうかの検討が必要である。

これら以外にも、鉄地金銅張りの銙板があり、四隅だけでなく中央側にも鉢を持つものがあり、列点文などが目視で確認できる。報告文にある通り、金属製の馬具が混入している可能性があり、再整理をする場合には、個々の器物について法量と文様構成を確認し、分類し直す必要がある。

#### 鉄鉢

馬具に関わる可能性を持つがあえて触れる。現在、7点があるが、出土時にはかなり細かく破損しており、復元部分が多いとみられる。文字通り

の鉄製の鉢で、鉄板を曲げての整形ではなく、半球状部は鋳造品に見える。鉄器の鋳造技術は古墳時代の日本では一般的でなく、半島からの搬入品、あるいは時期の下ったものの可能性があり、まずは半島での類例の確認が必要である。

#### 金銅有袋屈曲棒状品・金銅環ほか

金銅有袋屈曲棒状品は用途不明の金銅製品である。緩く屈曲し、一端に袋部もつ。非常に丁寧に造作されている。一般的な古墳副葬品に該当する品が見当たらない。用途については官帽に付属する部材などが推定されるが、袋部内の有機質痕跡の確認を含めて、器物としての類例調査が必要である。同じ保存台に載る鉄環状品については、帶や紐などに付属する金具の可能性を持つが、検討が必要である。また、金銅環は、帯状の金銅製品を環状にした品であるが、内側の木製品等と固定するための目釘が確認できるものの用途不明であり、裏面の観察から付着物の有無を確認した上で、類例を探す必要がある。

#### 有鉢鉄円板

保存台1枚17点が載る。一般的な古墳副葬品に該当する品が見当たらない。直径2～3cm程度の円盤中央に半球状の頭をもつ断面方形の釘状の脚がつくが、いずれも欠損している。鉢の太さから鉢脚長は数cmあったとみられ、木箱等の大型品を釘で固定した際の釘飾りのような使用が想定できる。裏面を含めての付着物の観察が必要である。

### 3 8号遺跡

#### ①武器関連

##### 鉄剣

保存台1面に8点が載る。剣身の刃部幅が異なり、複数個体の存在が想定される。それ以外にも、残存する身幅の狭いもの、袋部にみえる破片も含まれており、X線写真と観察から器種の確認が必要である。台から外しての裏面等の付着物の確認の必要とともに、剣片は少数であり、隣接する7

号遺跡出土の残欠と身幅等の比較検討も必要である。

### 鉄刀・雛形鉄刀

保存台1枚に破片30点が載る。刃部幅が3.3cmの一般的な直刀片とともに雛形鉄刀がある。直刀は、出土状況図からみても報告個体が少ない。雛形鉄刀は、刃部幅2cm前後の細身の刀身が多数含まれる。目視する限り、幅2cm前後と身幅狭く、関がナデ関で、茎部が短く目釘孔をもたないことを特徴とした分類とみられるが、小片が多く、分類にやや曖昧さを残す。再整理に当たっては、台から外して、身幅による分類を徹底し、鉄刀（直刀）との違いを再確認する必要がある。あわせて、木製鞘や柄装具の痕跡の在り方を確認する必要がある。

### 刀装具（金銅製鍔ほか）（図1右）

図1右1～8など金銅装の大刀の金属装具片が出土している。3は金銅装のやや小型の無窓鍔である。鍔の縁は隅角を落とした形状を持ちまた金属製鍔および刀身片である。非常に丁寧な造りの大刀であり、鍔などの鍍金の際の刷毛目痕跡が確認できる。また、5も金銅製の鍔とみられ、金属製鍔と刀身片が残るが、鍍金や銀被せは目視では確認できない。蛍光X線分析による材料分析が必要である。4、6も金銅製刀装具であるが、4(8-5-4)は金銅装の頭椎大刀の部材の可能性を持つが、先の2点との組み合わせは特定できない。蛍光X線分析による分析とともに地金の不純物などによる検討が有効である。1、2などは金製の薄い責金具で、金銅装刀劍の鞘など各所に用いられるが、文様構成が異なり、複数の金銅装大刀の存在を示す可能性があり（齊藤2024）、検証が必要である。裏面の詳細観察による付着物から、鞘などの部位特定できる可能性がある。

銀線片は、金銅装大刀の柄間に密に巻き付けていたものの一部である。銀線幅や刻み等の様相の異なるものを含み、これも複数個体の存在を示しており、確認が必要である。刀身幅が3cm以下の

ものがあり、あらためて雛形鉄刀との識別をより難しくしている。これについては、大刀（直刀）、雛形鉄刀を刀類として包括的に、分類する必要性を感じる。

上記の刀劍類の観察は、保存台に載る出土品を中心に行ったが、これ以外に報告外の刀劍片があり、再整理にはこれらを含める必要がある。そのためには報告外の鉄器類についてもX線写真撮影が不可欠であり、各部の型式の確定をした上で、祭祀の規模を示せるように総点数、総重量、集合写真などで示す必要がある。

### 金銅製鉢鞘・鉢（図2左12）

図2左の12である。完形の金銅製鉢鞘である。鉢の鞘としては金銅製は珍らしい。端部側から袋部と目釘を確認でき、鉢とわかるが、現状で鞘は外れない。銀製の口金や小環をもち、目釘も銀製の優品である。類を見ない金銅装の鉢鞘であり、鞘の金銅板の巻き付け方や先端部の埋め方など確認とともに、鉢の型式確認を含めたX線CTによる調査が有効である。あわせて、同遺跡で出土した鉄鉢との比較調査を進めて、この個体と他の鉢との相違点を確認することで型式学的位置づけを確認し、製作年代について検討する必要がある。

### 鉄鉢残欠

鉢と鉢の袋部片とみられる。目釘が確認できるものがあるが、図2左の12のような金銀装は確認できない。三角穂などの特定の鉄鉢は、時期により全長等の法量の違いをもつ傾向が指摘されており（齊藤2024）、検討する必要がある。また、破片が少ないとから7号遺跡の鉄鉢との比較を行い、類似した型式を持つか、法量と型式を確認して、併せて年代的な検討を行う必要がある。

### 不明鉄器（図3左1）

図3左の1。鉄鉢片と報告にあるが袋部が確認できず、刃部側の破断面は四角形に近く、長柄と刃部が一体造りの鉄製長物の可能性があり、器種を含めて再検討する必要がある。

## 雛形鉄刀

7号遺跡でも触れたように特異な製品である。明らかに刃部幅や木製装具などの痕跡の異なるものが混在して報告されている。報告時の雛形鉄刀の分類基準を確認し、再分類を行う必要がある。刃部関がいざれもナデ関で同時期の鉄刀（直刀）とは異なるが、身幅は3cm弱のものが含まれており、刃部断面形や裏面付着物を確認するために保存台から下して確認する必要がある。茎部には目釘孔が確認できないものの、木製柄装具の痕跡が確認できるものがあり、また鞘とみられる木質が付着したものもあるなど、同じ雛形と報告されても様相が異なるものが含まれる。報告外出土品を含めて各個体番号をつけて、現物の観察から始めて、木製装具痕跡の有無や形状などから有意な分類項目を探る必要がある。

## 雛形鉄刀子（図4上）

刀子の雛形品として報告されている。刀子自体が小型鉄器であるが、それをさらに小型化し、典型的なものは鉄板の先端を斜めに切り落して切っ先を表現しつつ、関および茎部はやや幅をすぼめただけで表現するなど、大胆にデフォルメされている。沖ノ島祭祀に特徴的な出土品で、同時期の古墳副葬品に一般的でない器種である。破片も含めて非常に多数出土するが、現状の分類では形状に差が大きく、また茎部に装具痕跡とみられる木質が付着するものが含まれるなど、分類基準の確認と見直しが必要である。未報告資料を含めて個別に番号を付け、X線写真から本来の形状を確認し、再度、有意な基準を摸索した上で分類し直す必要がある。

## 雛形鍔付鉄刀状品（図4下）

図4下1～12である。雛形鍔付鉄刀状品残欠は、その名の通り薄い四角い金属板を鍔に見立てて、細身の雛形品の茎部相当部分が差し込んだ製品を指す。報告書にあるように刀子ではなく鍔付の直刀の雛形であるが、非常に小型であり、鍔が外れると雛形刀子の一部と判別がつき難い。出土状況

を含めて、刀形品として、刀、雛形鉄刀、雛形刀子、雛形鍔付鉄刀状品の分類を検討する必要がある。

## 隅折方形鉄板

隅折方形鉄板は文字通り、方形の鉄板の四隅が緩く折り曲げられ、円形に近い器物の端を覆う釘隠しのような圧痕をもつ部材である。しかし、固定のための目釘孔は確認できず、付着物の確認とともに、使用方法と付属対象について検討が必要である。

## ②工具類

### 鉄斧

保存台3枚にわたり載る。全体形状が判明するものは少ない。大型品であるが大きく欠損し、細部は不明ながら鍛造鉄斧であるもの2点。突線を持つ典型的な鍛造鉄斧片を含めて13点がある。古墳時代後期に鍛造鉄斧が半島でどのように出土しているのかを確認し、この製品の年代的な位置づけを確認する必要がある。また、7号遺跡出土の鍛造鉄斧とも特徴を比較する必要がある。台から外して、袋部内部や各部の観察を進め、付着物の有無を確認し、着柄した状態で奉納されたかどうかなどの確認を行う必要がある。

## 雛形鉄斧・斧形鉄器（小型）（図6）

雛形鉄斧は図6にあり、保存台1枚に58点が載る。薄い鉄板の端を折り曲げて鉄斧の袋部状に見立てた製品である。類品は博多遺跡群などに知られるが、古墳時代後期でのこれほど多数の出土は珍しく、類例の確認が必要である。なお、報告名称である「雛形鉄斧」と「斧形鉄器（小型）」は同一の性格の品とみられ、区別は不明瞭で分類と名称の整理を必要とする。

## ③その他の金属製品

### 金銅縁金具・銀円環付筒形製品・金銅歩搖・金銅円環・鉄地金銅張銀被縁金具

いざれも性格の不明な製品であるが、胡籠金具片などが混入する可能性があり、分類の検証が必

要である。他は何かの部材であり、どのような器物に伴うのか明確でない。器物の詳細観察と付着物の確認、材質の分析を行う必要がある。

#### 金具類（鉄環）

用途不明の器物で実測図がない。あらためて付着物と近接した出土品の検討を行い、実測図と写真撮影が必要である。環状品は一辺が平らなものもあり、帶紐や織物をまとめるための部品の可能性を含めて、付着物の確認が有効である。現在は鉄地がみえるが、銀被せなどの有無も蛍光X線分析で確認しておきたい。

#### 銀鉤

7号遺跡中の鉤と同様の品で5点ある。断面は四角形で面をもつ。一個体かどうかの識別のために幅や表面加工について確認する必要がある。

#### 銅鉤

銅鉤片は2点あり、銀鉤と似る。あらためて蛍光X線分析による主要成分の確認が必要である。

#### 金銅打出珠文鎺板・鉄地金銅張龍文透鎺板(図9)

図9の有機質の帶に伴う飾り金具であるが、鉄地金銅張龍文透鎺板は優品であり、蛍光X線分析による材料分析とともに再実測が必要である。これだけの厚さの鉄板による透かし板は珍しい。7号遺跡から5点、8号遺跡から1点出土しており、両遺跡の性格を示すものとして注目される。7号遺跡でも触れたが、金銅打出珠文鎺板は先の龍文透板と組み合う可能性があり、これも7号遺跡5点、8号遺跡2点、4号遺跡でも出土しており、再実測や計量により同一器物かどうか確認する必要がある。

## 4 まとめ

すでに、本文中に繰り返し触れているが、今回の調査を受けての再整理の方向を以下にまとめておく。

- 1 2024年度に実施したX線写真撮影を十分に活用しての再調査が必要である。これにより金属製品全般の修復範囲の確認と、現状の研究に合わせた型式確認を行う必要がある。
  - 2 金属製品に木質や皮革などの有機質の痕跡が遺存するものがある。不明器材の用途の判別や奉納状況の確認には付着物に注目した詳細観察が有効である。
  - 3 剣、直刀、鉾、鉄鎌、籠形鉄刀、籠形刀子等の鉄器は、破片が多量に出土しており、報告で一部が図化されているものの、祭祀に使用された総量などの全体像は報告書からは把握できない。報告外の出土品について追加報告を行う必要がある。特に直刀や籠形鉄刀は、出土状況図にある刀片の量に対して実測図の数や保存台に載るものが少ない。必ずしもすべての図化を行う必要はないが、型式の確認とともに点数、総重量などの概要を示し、集合写真などで祭祀規模を正確に把握できるようにする必要がある。
  - 4 鉄鎌は小片であっても時期を示すことが可能な場合があり（水野2013）、祭祀行為の時期の特定あるいは祭祀の一括性を議論には有益な情報を得られる可能性がある。7号遺跡だけでなく、鉄鎌の出土している1、4、16、21号遺跡などにもいえるが、報告外資料についても可能な限りX線写真撮影を実施し、型式の確認と3で触れたように総量を示す作業が必要である。
  - 5 未報告で、図示されたことのない出土品が多種あり、これに対しての報告が必要である。
  - 6 古墳副葬品などに一般的でない器物が多い。同時期の古墳副葬品と重なる部分があり、年代観や器物の理解に繋がるもの、葬送を目的とする古墳祭祀と沖ノ島祭祀には本質的に目的にもとづく違いがあり、出土品構成からもその点の評価が必要である。
- 最後に、7・8号遺跡の中でも鉄製武器などの限られた器物の調査であったが、気づいた沖ノ島祭祀の特徴に触れておく。7・8号遺跡は、九州全体でも希少な捩り環頭大刀などの倭装大刀が複数出土しており、古墳時代後期においても王権と

の密接な関係性が窺われる。その一方で、鋳造鉄斧や金製指輪など半島系遺物も出土しており、大陸との交流を強く示す祭祀として評価されるが、半島系の金銅装单龍環頭大刀等が目立たないことに特徴を見出せる。この金銅装大刀にみる倭装武器への偏重は、外来的な馬具を持ちながら倭装大刀を中心とした大刀で構成された奈良県藤ノ木古墳副葬品に通じるものがあり（樋考研 1995）、王権内での刀剣の序列を強く反映しており、ヤマト王権の祭祀としての沖ノ島祭祀の本質の一端を示すと考える。その上で、刀類として雛形鉄刀や雛形刀子、雛形鍔付鉄刀状品などの一般的な古墳副葬品とは異なる出土品の祭祀への採用を評価することで沖ノ島祭祀の特色をより正確に評価できるものと考える。

#### 参考文献

- 小嶋 篤 2021 「宗像の鉄刀・刀子・雛形鉄刀」『沖ノ島研究』  
第 7 号
- 樋原考古学研究所編 1995 『斑鳩藤ノ木古墳：第 2・3 次調査報  
告書』斑鳩町教育委員会
- 齊藤大輔 2024 「沖ノ島祭祀遺跡の武器と武装」『沖ノ島研究』  
第 10 号
- 水野敏典 2013 「鉄鎌」『古墳時代の考古学 4 副葬品の型式と  
編年』同成社
- 宗像神社復興期成会 1958 『沖ノ島』